

第1回東久留米市子ども・子育て会議 会議録（全文筆記）

開催日時

平成25年8月28日（水） 午後7時00分～9時00分

開催場所

東久留米市役所 庁舎7階701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 武田和也委員 立川都委員 水沼絵里子委員 新倉南委員
長谷川早苗委員 浜名紹代委員 白石京子委員 菅原良次委員
大久保順子委員 斎藤利之委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
保育課長
健康課長

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱書の交付
- 4 委員（自己紹介）
- 5 会長・副会長の互選
- 6 市長諮問
- 7 配布資料の確認
- 8 子ども・子育て会議について
- 9 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況について
- 10 東久留米市の現状について
- 11 ニーズ調査について
- 12 その他
- 13 閉会

1 開会

子育て支援課長

定刻前ではございますが、本日一人の方は欠席でございますが、それ以外の方は皆さん出席されていますので、この場で始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより平成25年度第1回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。本日、この会議

の進行役を務めます子ども家庭部子育て支援課長の相川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議開催にあたりまして、谷津委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、まずそれをご報告いたします。そのほかの委員の方は皆さん出席でございます。委員の半数以上の方が出席しておられますので、東久留米市子ども・子育て会議条例第6条の規定により会議は成立しておりますので、始めさせていただきたいと思います。

また、議事録作成のため会議の内容を録音しておりますのでご承知ください。議事録につきましては全文筆記とし、発言者の名前につきましては会長、副会長はそのまま会長、副会長という役職名、事務局につきましては事務局、各委員の皆様につきましては個人名を記さず単に委員という形で表記していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにそれぞれの役職、また委員ということで表記させていただきたいと思います。作成いたしました議事録につきましては、次回の会議までの間にそれぞれ各委員の方にお送りいたしまして、内容のご確認をお願いすることになりますので、時間的に非常に忙しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に基づきまして会議を進めさせていただきたいと思います。まず、最初に市長より皆様にご挨拶申し上げたいと思います。市長、お願いいたします。

2 市長挨拶

市長

改めまして、皆様こんばんは。市長の馬場一彦でございます。本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらず平成25年度第1回東久留米市子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の会議におきましては、学識経験者のお二方をはじめ、保育園、幼稚園や学童保育所を利用するお子さんの保護者の方々、また認可保育所、幼稚園、そして家庭的保育事業、これはいわゆる家庭福祉員の方ですが、これらを運営されている方々、そして子ども支援に関わる行政機関の職員と公募による市民の方々、合せて12名の皆様に、今後2年間という大変長期間にわたって委員をお願いしてまいることになります。

さて、この子ども・子育て会議に関しましてはもう皆様ご案内のとおりかと思いますが、昨年8月に子ども・子育て関連3法案が国会で制定されました。その中で子ども・子育て支援法の規定によりまして、平成27年3月にすべての市区町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっております。また、これに先立ちまして、国におきましては子ども・子育て支援法に基づく基本指針の案を示しており、その中で子育てに関する理念と、子ども・子育て支援の意義についてこのように述べております。少し長いですが、朗読をさせていただきたいと思います。「子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。したがって、子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではな

く、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう地域や社会が保護者によりそい子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるような支援をしていくことである」とうたわれております。

市では今申し上げましたような理念や意義を踏まえつつ、子ども・子育て支援新制度にかかる国の動向を注視しながら、しっかりと情報収集をしていきつつ、この会議が円滑に進められるよう精いっぱい努めてまいりたいと考えてございます。皆様におかれましては、それぞれのお立場から、そして今までのご経験や知識に基づき、闊達なご議論とまたご意見を賜りますようお願い申し上げ、また今後の会議の運営につきましてもご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上、大変簡単でございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後2年間よろしくお願いいたします。

3 委嘱書の交付

子育て支援課長

ありがとうございました。続きまして、委嘱書の交付でございます。市長より委員の皆様へ委嘱書を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、前のほうにお進みくださいませ。そして委嘱書をお受け取りいただきたいと思います。

【委嘱書の交付】

4 委員（自己紹介）

子育て支援課長

それではここで各委員の皆様より自己紹介とご挨拶をいただきたいと思います。武田委員より時計回りで自己紹介をお願いいたします。

武田委員

こんばんは。資料2の中で、保育所児童保護者という形でご紹介されていますが、私は東久留米市保育所父母会連合会の副会長をやらせていただいております。東久留米市保育所保母会連合会というのは、市内の主な公立保育園の父母会がそれぞれ代表者を出し合って、それぞれの市内の保育園の情報とか、いろいろな人とかかわりとかやらせていただいているところですが、そこで副会長をやらせていただいて、今回こちらの委員をやらせていただく形になりました。一番上の子どもが中学1年生になるのですが、偶然にも、これから話に出ると思いますが、次世代育成支援行動計画の前期のときと、後期のときと、そのときも委員をやらせていただいています。今回また新しく制度が変わるという中で関わらせていただく中で、いろいろな今までの経過も踏まえて、こちらの東久留米市が、先ほど市長がお話をされたみたいに、本当にここで子育てをしてよかったなみたいな形のものになるように、連合会の中から意見を汲み上げてやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

立川委員

はじめまして。立川都と言います。小山小学校に3年生と1年生の娘を通わせています。併せて2人を小山学童のほうに通わせている保護者です。学童の父母会連合会の代表が3人いますが、そのうちの一人としてここに代表で出てきました。訳がわからないことばかりですが、わかっているのは子育てって大変だなということを実感として、今もがきながら仕事もやりながら子育てしているというところで、本当に私たちの生の声をただ伝えることしかできないし、その視点に立ってしかものごとを考えられませんが、わからないこともいっぱいあると思いますが、いっぱい勉強し、東久留米の子どもたちのためにちょっとでも力になればと思っています。よろしくお願いします。

水沼委員

水沼絵里子です。よろしくお願いします。子どもが3人おりまして、中学3年生と中学2年生と一番下が前沢幼稚園のほうに通わせていただいています。そちらのほうで保護者としてこちらのほうに出させていただきます。私自身2年前に東久留米のほうに引っ越してきたもので、ちょっと東久留米の内情はよくわかっていない部分があると思いますが、これから一緒にやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

新倉委員

新倉南と申します。神山幼稚園の園長をやっておりますが、当園は認定こども園もありますので、朝8時から夜7時までお子さんをお預かりしたり、あとは子育て支援の関係で、これから入る1、2歳のお母さん方とたくさんお話をさせていただいておりますが、その中で待機児童というような数字に乗らないお母さんたちの非常に大変なお話をお伺いしたりしています。私が幼稚園の園長としてここに出席をするのは、東久留米市の幼児教育を担っている幼稚園はすべて私立幼稚園になっておりまして、東久留米の私立幼稚園連合会の代表として出席させていただきます。

東久留米の幼稚園連合会の代表ということは、東京都の私立幼稚園連合会でも、毎月1回、こういう子ども・子育て会議、それぞれの地域の子育て会議に出るために勉強会をしまして、国の役人さんにあれこれレクチャーをしていただいています。まだ、あちらも現在進行形で何もきちんとした形になっていません。6月の終わりに出席したのと、7、8月でまたいろいろなことが決まってきているので、また9月になって、その会議に出席をしながらいろいろな情報がはいりましたら、皆さんにお知らせしながら、先ほどお話があったように、基本、お母さんたちの子育ての肩代わりをするわけではないけれども、それでも子どもたちはお母さんやお父さんと一緒に暮らしているので、その生活が成り立っていないと子どもの幸せもないということで、いろいろな角度から皆さんと話し合っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

長谷川委員

はじめまして。社会福祉法人豊川保育園・ひばり保育園園長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。ひばり保育園は2006年に公設民営園として社会福祉法人豊川保育園が運営を始めました。8年目になります。私どもの保育園は朝7時から夜20時までの保育で運営しています。そのほかに一時保育を行なっています。私自身もこういった場は初めてです。自分で学びながらできるだけ保育園の現状をお伝えしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

浜名委員

初めまして。浜名紹代と申します。家庭福祉員をやっております。市内に今7人いると思いますが、保育ママとも言います。私は家庭福祉員になって26年になります。その前から東京に戻ってきてから「わはは」という子育てサークルを初めまして、それが今29年目になりました。ついこの間1期生の男の子がお父さんになりました。「子育てするなら東久留米市」となるのは無理だと思いますが、「東久留米市には住みたくない」なんて言われないように、どんどんよくなっていけばいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

白石委員

文教大学白石です。どうぞよろしくお願いいたします。私は日頃は家庭裁判所で家庭援助、それから幼稚園、保育園で発達相談、そして文教大学等で保育者養成という形で三つの視点からいろいろ研究させていただいています。今回、この任命をしていただいて、やはり保護者支援のところと保育者養成という観点から何かお話に参加させていただければと考えております。研究対象としては子育て支援や就学時の問題、あと障害児、そこら辺が領域になっています。皆さんといろいろな刺激を受けながら、この東久留米市の何かの役に立てればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

柘植委員

柘植宏実と申します。よろしくお願いいたします。私は企業に勤めておりまして、今年の4月に、大学1年生と高校に入学した男の子と女の子がおります。子どもたちが生まれる前から、学校を卒業したあと就職した会社に今も勤めておりまして、子どもたちを生んで出産後、上の子は生後4カ月から、下の子は生後6カ月ぐらいから働きながら仕事を続け、子育てもしてまいりました。いろいろな組織が会社の中にあって、今までとても忙しい部署にいたのですが、去年は2人が受験生だったもので、会社をお願いをして比較的時間に余裕のある部署に異動しました。そのことによって、実は今まであまり近所の方とおつき合いをしていなかったのですが、いろいろなお母さんと話す機会ができて、そんなことが今あるんだとすごく勉強になったり、疑問に感じたりしたことがありましたので、自分の経験も含めて、いろいろな人にアドバイスをとか、地域の方に貢献できたらと思い、今回応募させていただきました。わからないことだらけで、すごく昔の情報ばかりが頭の中をグルグルして、今回も事

前にいただいた資料を読みますと、かなり昔あった制度だったり、いろいろな施策が変わっているのだなということを痛感しました。ですので、昔と比較してよくなっている部分もあれば、変わらない部分もあると思いますので、そのあたりで意見を言わせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

斎藤委員

こんばんは。斎藤と申します。仕事は大学で教育をしております。専門領域は学校保健、それから障害者スポーツ、あと一生涯のスポーツを教えております。実は、今朝、国際支援でネパールから帰ってきたばかりで、少しぼうっとしている部分がありますが、しっかり寝てきましたので、皆さんといろいろお話ができればと思っております。私自身は、2人の子どもがいますので、子育て支援という観点から、もしかしたら私の専門領域である健康とか保健といったものを皆さんと一緒に話し、また協議できればと思って参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

大久保委員

こんばんは。東久留米市教育委員会指導主事の大久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教育委員会のほうは小学校、中学校の指導について管理しているところでございますが、東久留米市の子どもたちのために、健やかな成長を祈りつつ、私にできることがあればお力になりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

菅原委員

こんばんは。私は名簿の8番の菅原と申します。ここに書いてございます今の制度を作る過程で5年間ぐらい関わりを持ったということで、こういう席の依頼を受けたのかなと思っているところです。私自身は保育園で35年間園長をやっておりますし、文京区のほうで園長をやっています。それから隣の市の清瀬の保育園にも関わっておりますので、そういう立場も含めて、また私自身も子ども、もう孫もいますが、2人、一番大変なときに保育園通いをした経験もございますので、そういったものも含めてこの場で皆さんと一緒に議論をしながら、東久留米市の子育て支援、地域から、あるいはお母さんたちから歓迎されるような制度づくりにご協力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長

ありがとうございます。それでは引き続きまして事務局を紹介させていただきます。事務局代表といたしまして、子ども家庭部長の西川でございます。

子ども家庭部長

西川でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長

子ども家庭部保育課長の長澤でございます。

保育課長

保育課長の長澤でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長

そして健康課長の原田でございます。

健康課長

原田と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長

私は先ほどより司会を務めさせていただきます。子育て支援課長の相川でございます。よろしくお願いいたします。その他庶務につきましては子育て支援課の子育て支援係の職員が後ろにいますし、保育課の職員もおりますので、よろしくお願いいたします。また、今回株式会社社会構想研究所と委託契約を結びまして、今回の会議の運営支援、また調査資料の分析などもお願いしておりますので、会議にもオブザーバーとして同席してもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

5 会長・副会長の互選

事務局

それでは、次第に従いまして続きをさせていただきます。続きまして次第5「会長・副会長の互選」に入りたいと思います。東久留米市子ども・子育て会議条例第5条により、会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選することとなっております。それでは、会長をご推薦いただければと思いますが、どなたか推薦はございますでしょうか。

〇〇委員、どうですか。

委員

菅原委員にお願いできたらと思います。先ほども紹介にありましたが、子ども・子育て新システムの幼保一元化ワーキングチームの委員として、ずっと活躍されていた方ですのでぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

ほかにはございますでしょうか。ただいま委員から菅原委員を会長にというご推薦がございましたが、皆様よろしいでしょうか。それでは、会長は菅原委員にお願いしたいと思います。

続きまして、副会長についてご推薦があればいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、〇〇委員。

委員

私のほうからは浜名委員に副会長をお願いできればと思っております。委員は長年にわたって子育てにかかわるお仕事をされていらっしゃいました。その豊富な経験や、東久留米市のことも非常にお詳しいので、そういったところからぜひお願いしたいと思います。また、家庭福祉員としても現在も活躍されていますし、子ども・子育て新制度における地域型保育教育を検討するうえでも、現場の実情をお話しいただけるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局

ただいま委員より浜名委員のご推薦がありました。そのほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは浜名委員に副会長のご推薦がありましたので、この形でお願いしたいと思います。それでは菅原委員に会長、浜名委員に副会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、両委員につきましては、それぞれ会長、副会長席がございますので、そちらのほうにお移りいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

〈席移動〉

事務局

それでは、会長、副会長が決まりましたので、ここで会長、副会長よりご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会長

ただいま会長に推薦いただきました菅原と申します。本来は私は長と名が付くものは非常に苦手なのですが、それに私の言葉は東北生まれであまり端切れがよいしゃべり方ができませんのでご迷惑を掛けるかと思えますけれども、いずれにしても先ほど市長さんのお話がございましたように、子ども・子育て会議というような重要な役割を担っているわけでございます。私たちの仕事としては、あとでご説明があるかと思いますが、条例の第3条の中にこの委員会の役割が数項目掲載されております。皆様のご意見、あるいは地域のニーズ調査に基づいて、一つ一つ具体的にしていくことが我々に課された大きな役割ではないかと思います。そういう意味では今回画期的で全国展開で大々的にニーズ調査が行なわれる、と。実は、私は文京区でも委員をやっておりますし、ほかの市でも委員をやっております。そういうことで、そういう情報なども皆さんに直接伝えるとまたあれがありますので、間接的にお伝えしながら、皆様のご意見を伺いながら、皆様のご提案を含めて、一つのいい制度作りにつながっていけばよろしいかと思っております。微力でございますが、皆さんの知恵を借りながら一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

副会長

力はございませんけれども、ご経験の豊富な会長のサポート役ができたと思います。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

6 市長諮問

事務局

それでは、次第6「市長諮問」に移らせていただきます。これより市長より、東久留米市子ども・子育て会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に対する諮問をいたします。会長、前へお願いします。

市長

「東久留米市子ども・子育て会議会長殿。諮問書。子ども・子育て支援法第61条1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、同条第7項の規定により意見を求めます。平成25年8月28日東久留米市長」。よろしくお願いします。

事務局

ただいま市長より会長に交付いたしました諮問書の写しにつきましては、これから事務局より各委員様に配付いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〈諮問書配付〉

なお、市長はここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長

では、よろしくお願いします。

〈市長退席〉

事務局

それではここから議事進行につきましては、会長に引き継ぎしたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これから本会議に入りたいと思います。その前に、今日は傍聴の方もいらっしゃると思いますので、傍聴の方がいるかどうかご確認をしたいと思います。

事務局

いらっしゃいます。

会長

それでは入場をよろしくお願いいたします。

〈傍聴人入場〉

それでは、傍聴人の方が子ども・子育て会議第5条に基づいて傍聴が認められましたので、これから議事に入りたいと思います。

まず、最初に、事務局から配布された資料の確認があります。

7 配布資料確認

事務局

それでは資料の確認でございます。皆様に先にお渡しいたしました事前配布資料、及び本日配布させていただきました資料につきまして、確認させていただきたいと思います。事前配布資料につきましては、本日ご持参いただいていない方、不足等がある方がいらっしゃいましたら、事前に事務局のほうに言っていただきたいと思います。が、皆さん資料はお持ちでございましょうか。

では、まず事前配布資料の確認から行ないたいと思います。最初に資料1「東久留米市子ども・子育て会議条例」。資料2「東久留米市子ども・子育て会議委員名簿」でございます。こちらについては訂正がございますので、当日配布資料として委員の皆様には差し替えさせていただいております。傍聴の方につきましては訂正後の資料に差し替えてありますので、よろしくお願いいたします。また、古いものにつきましては事務局が回収させていただきますので、事務局にお渡しくださいますようよろしくお願いいたします。続きまして、資料3「おしえて！子ども・子育て支援制度（リーフレット）」がございますでしょうか。名簿は今、事務局が回収しておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、資料5「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）《平成24年度進捗状況》」になります。こちらにつきましては訂正がございますので、当日配布資料と差し替えになります。なお、傍聴席の方につきましては、訂正後の資料に差し替えておりますので、そのままお持ちくださいませ。委員の皆様につきましては古い資料を事務局で回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。では続けさせていただきます。次に、資料6「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）事業目標達成に向けた事業必要量」。続きまして、資料7「ニーズ調査票(国が示す案)」、事前に配布しているものは国が示した資料の案になりますので、後ほど諮問の文言等を東久留米市の表記に修正したものをお配りいたします。続いて、資料9「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」でございます。ここまでの事前に配布した資料でございます。よろしいでしょうか。

続いて本日配布の資料でございます。資料1-2「東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準」でございます。1枚ものでございます。次に、資料4「『東久留米市子ども・子育て会議』について」でございます。横長の折り込みです。横長の「東久留米市子ども・子育て会議」というタイトルでございます。次に資料8、1枚ペラのものですが、「地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明」という形になっています。両面刷り1枚の縦長のものがございます。資料10「子ども・子育て支援新制度本格施行までのスケジュール（予定）」、横長のA3、折ってありますがスケジュール表にな

っております。続きまして、資料 11「東久留米市の現状について」、横長のホチキスどめのものでございます。最後に資料 12「ニーズ調査票 東久留米市版（案）」というものでございます。

以上が、事前資料、そして本日配布させていただいた資料となっております。もし不足があれば事務局にお申し出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

8 子ども・子育て会議について

会長

資料の確認が終わりましたので、次第 8、これから事務局の説明に入ります。

事務局

私のほうから、今後のスケジュール等も含めて、少し時間を頂戴してこの資料の説明をさせていただきたいと思います。

まずはお手元のほうですが、資料 4 の横長の折り込み、それからこの資料 10 のスケジュール表といったものについて、これらをもとに少しスケジュール等についてお話ししたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、先程来出ておりますように、昨年（平成 24 年）8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立いたしましたして、国を挙げて子ども・子育てを巡る課題の解決を目指すことになっております。新制度の目指す内容につきましては、事前に配布いたしておりますが資料 3 ということで、国が作成したリーフレット、あるいは資料 2 ということで、国の基本指針（案）といったものを既にご用意しております、ご覧いただいている方等もおりますが、今、各自治体は平成 27 年 4 月からのいわゆる新制度の本格実施に向けて、今申し上げたように、こういった基本指針等に即して 5 年を一つの期とします子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

まずはこの資料 4 ですが、これを見ながらということで 1 枚めくっていただきますと、まずは主な審議事項、それから会議のイメージをご覧いただけるかと思います。今申したましたように、まずは 27 年度中に予定をされておりますが、この施行に向けてこの会議のほうで事業計画を策定し、決定してまいるわけですが、このニーズ調査等を実施しながら、まずは量の見込みを把握します。それからこの量の見込みに対する確保の方策、また実施時期についてなど検討しまして、これも位置づけ決定をしてまいります。それから、そういった確保の方策等に合せて対象となる施設の利用定員等の決定等も同時にいたしてまいります。そのほか主に条例の制定等になりますが、この新制度の施行準備に当たりまして、市が決定すべき事項の検討ということで、この横長の資料に明示しました。大きく分けますと、この 2 年間のスケジュールの中では今日を第 1 回として、25 年度は主に量の見込みを審議、検討することになります。

この（資料 10 の）表の黒い星印のところ、3 月に「子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを東京都に報告」というのがございます。来年の 3 月にまずはこの量の見込みを都道府県であります東京都に報告をしてまいります。それから、26 年度に関しては、ここに示しておりますように、量の見込みに対する確保の方策、またこれから

の確保の方策に関わる時期の関係等を含めまして、まず7月上旬ぐらいには確保方策を同じく東京都のほうに報告をしまいたします。それから9月になりますと、この事業計画の原案ということで、これを取りまとめ、同じように東京都のほうに提出をしながら、併せてその後に原案をパブリックコメント等の実施を踏まえまして、27年3月には正式に市の事業計画として決定をします。もちろん東京都に提出してまいりますが、27年4月以降の制度の本格実施に備えるといったことが、この概要というふうになります。スケジュール関係の説明は、ここで一通り終わりにさせていただきたいと思います。

会長

今、事務局からスケジュール的な流れについて説明がございましたが、その他ご質問等はございませんでしょうか。これらの資料4のスケジュールについても説明があったと思いますが。

それでは、次の説明をお願いします。

9 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況について

事務局

続きまして資料5と6でございます。「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）《24年度進捗状況》」、その他でございます。あとは、ここは見ていただければよろしいかと思えます。「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）」という冊子が基になっております。

まず、資料5で見ていただければよろしいかと思えます。この「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）」は、市のすべての子どもと子育て家庭を支援するための目標や方向性を示したもので、保健、福祉、教育、生活環境等、次世代育成支援に関する施策を総合的に推進するため、平成26年度までの目標を設定し、平成26年度が終了するまでに目標を達成することを目的としております。これにつきましては、平成24年度末までの進捗状況をまとめたものがこの縦長の資料5という形になります。

中を見ていただきますとわかりますが、例えば2ページには、左側に事業名、事業の内容、区分、そして今ご説明しました平成26年度までの目標、そして現時点まで、昨年度末ですが、平成24年度までの進捗状況、それから所管が担当している部署が書いてあります。24年度までの進捗状況の中身につきましては、昨年度の数値なり状況が書いてございます。それぞれページごとにさまざまな担当が、子育てに限らず、健康課、さらにほかの課もございます。後ろのページにいて、例えば19ページを見ていただければ、「仕事と生活の調和の促進」というところでは、生活文化課や職員課という形で、福祉部門とはまた別の担当課が記載されております。この進捗状況をまとめたものが今ご説明しました資料5となります。

また、計画の基となります次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法となっておりますので、現行の事業と平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度との整合性をとりながら、平成26年度の事業目標達成に向けての進捗状況及び事業必要量の把握を行ない、資料6のほうにまとめさせていただいています。この

縦長A3の大きいものですが、これらのものに、先ほど資料5で説明しました平成24年度までの進捗状況の右に事業目標達成に向けた事業必要量ということで、必要とする量の部分について、一定程度、事業名に従ってここにまとめてございます。ここに書いてございますのは、先ほど資料5で示したすべての事業ではなく、このあと説明させていただきます子ども・子育て支援新制度に基づく事業名、事業に関することという形になっております。これらの件につきまして、今、資料5と6を簡単に説明させていただきましたが、次回の会議の中で、この東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の内容について改めてご説明させていただき、また検証を行なう予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、資料5は事前資料として配られていたと思いますので、それぞれお読みになった立場で、何か、特に24年度までの進捗状況について、26年までの目標について、ご意見、ご質問があればいただきたいと思います。この中身が実はこれからの計画に直接につながってくる内容ですので、またこれからのニーズ調査とも関連する問題ですので、ぜひご意見がありましたらそれらも加えられると思えますので、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員

資料5の7ページ目のところで、32番「幼稚園の預かり保育」というのが書いてあります。前回、後期行動計画のときに参加した中でも、その当時から幼保一元化ことが話題になっていました。さらに保育園だけではなくて幼稚園も今度から預かり保育なりそういったことも踏まえて、今後の事業目標を考えるという話があったと覚えています。当時の市長もそういった形だけではなくて、現在市立保育園も預かり保育とか幼保一元化を進める中で待機児童解消を進めていきたいというお話もあったのですが、今日の資料6の中には幼稚園の預かり保育に関しては入っていませんよね。事業目標達成の事業計画のところには。そこが何かあれば。

副会長

（資料6の）2ページの一番下に。

委員

2ページの一番下ですか。これですか。わかりました。

事務局

今お話がありましたように、資料6の2ページに記載がございます。中身につきましてはまた改めてご説明を細かくしていきますが、資料6にも反映されているということでございます。

事務局

これについて、先ほども説明がありましたように、次回の第2回の会議におきまして、まず改めてこの辺の資料5と6については詳細のご説明を申し上げ、また内容についても説明をし、その時点でまた皆さんからいろいろなご意見等頂戴する運びになっております。今日は事前に配布させていただいておりますが、ちょっと字が細かくて恐縮ですが、これにも現状やその後ということで次回までにまた……。

副会長

もっと詳しい資料が出るのですか。

事務局

資料は同じですが、このあと私からまた市の現状についてもう少し別の資料で説明しますけれども、その中で次回のほうで改めてと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

よろしいですか。

副会長

もっと詳しいご説明があれば。

10 東久留米市の現状について

会長

それでは議題の10「東久留米市の現状について」、事務局からお願いします。

事務局

引き続きましてさらに説明をしたいと思えます。資料11の横長の「東久留米市の現状について」を見ていただきながら、またもう一つこれに関連して資料8というA4判の表裏になっているものもちょっと見ながら。一点だけちょっと誤字がございまして大変恐縮でございます。今の資料8の③の「妊婦検診」とある「検」は「健」でございますので、大変恐縮でございますが、お改めいただければと思います。大変申し訳ございません。

それでは、資料11に従って少し説明をさせていただきます。まずページをおめくりいただきますと、目次がございまして。ここに市におきます子ども・子育て支援施策の現状ということで、ちょっと表組みなどを設けてございまして。ここには1-1「認定こども園」から最後の1-16「放課後児童クラブ（学童保育所）」までメニューということで示しておりまして、これを一つ一つめくっていただきますと、それぞれ認定こども園とか幼稚園とか、順次、現状ということで今の資料をお作りしているものでございます。これに合せて一つずつ見ていきます。

まず、1-1「認定こども園」。これらすべてにわたって、まずこの認定こども園は

現在施設として2カ所あります。根拠法とか内容というのはまた改めて見ていただければと思いますが、現在施設数は2カ所あって、現状の定員は159人おります。その中で現在利用者は131人おられますよという現状になっています。7月1日時点ということになります。

続いて、1-2「幼稚園」も、根拠法、それから運営基準、内容とございますが、施設数は現在8園ということでございます。これはすべて私立幼稚園になっております。この総定員数は全部で2,225人になっておりまして、現在利用される方の人数としては1,671人です。年齢別区分もございますが3歳565人、4歳547人、5歳559人。これが幼稚園の現状でございます。

続いて1枚めくっていただきますと、今度は1-3「認可保育所」でございます。これについても現在施設数として16カ所でございます。公立が7カ所、公設民営が3カ所、私立が6カ所、7月1日時点でございます。この総定員数は1,657人でございます。現在利用者数として1,712人ということで、括弧書きで54人とあるのは、受託児童と言いまして、市外からお子さんをお預かりしている状況でございます。これは総定員数に対して利用者数の数字が上回っておりますが、これは各園にもいろいろとご努力をお願いしながら定員の弾力化といったことで、予定定員数を少し超えて今は対応しているという現状でございます。

次が、1-4「家庭的保育事業」でございます。これも現在、家庭福祉員ということになりますが、現在8人の方をお願いをしております。今お一人ちょっと休園中の方もございますが、総定員数は32人ございまして、現在の利用者数は28人になっております。内訳としては0歳6人、1歳11人、2歳11人という現状でございます。

続いて、1-5「定期利用保育施設」です。現在市内では施設は1カ所です。この定員数は12人ということで、現在利用者数は13人ということで、0歳3人、1歳7人、2歳3人ということで、これも適用していただきながら、定員を1人超えた状態で今お預かりしているということでございます。

次に、1-6「認証保育所」の現状です。認証保育所は現在施設として4カ所ございます。総定員数は110人ということになっております。現在89人の方がご利用されています。括弧書き17人は市外からの利用ということになっております。内訳としては0歳14人（1人）、1歳29人（8人）、2歳29人（7人）、3歳11人、4歳5人（1人）、5歳1人という状況になっております。

次は、1-7「地域子育て支援拠点事業」です。ここからは先ほど申し上げました資料8と関連して見ていただければと思います。ここから1-16「放課後児童クラブ」までに関しては、今後ご意見をいただきます新しい制度におきまして、地域子ども子育て支援事業、これは今13事業を国のほうに示しておりますが、この地域子ども子育て支援事業として位置づけられております。それでこれが私どもの市の子ども・子育て支援事業計画に必ず記載しなければならない事項となっておりますので、こういった資料をお付けしながら今日は説明をしているところで、この事業に関しては、委員の皆様にもそういうようなご理解をいただければと思います。これが必須事項として事業計画に記載する内容となっております。

順次説明をしてまいりますと、まず、この1－7については、まず市内におきましては2カ所ということ。それから資料8②「地域子育て支援拠点事業」の概略として、「公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行なう」という内容になっておりまして、これが現在市内で2カ所行なわれております。昨年度の実績でございます。これは延べ利用者数で、上の原に地域子ども家庭支援センターがございます。ここは延べ1,622人の方がご利用になっております。またこの施設は、地域子ども家庭支援センターはこぶね館ということで、こちらのほうにおきましては4,127人のご利用がございました。

続いて、1－8「妊婦健診」がございます。資料8は③にあります。これは妊産婦に対して健康診査を行なう事業でございますが、これについてはまず実施の状況でございますが、まず契約の医療機関ということで、この健診に関しましてはここにありますように、都内医師会に加入する医療機関及び非加入の産婦人科医療機関で実施をされているものでございますが、24年の実績としましては、延べ8,580人の方がこの健診を受診されています。

続いて1枚おめくりをいただきますと、今度は1－9「乳児家庭全戸訪問事業」でございます。これは資料8では④になります。これは生後4カ月までの乳児のいるすべてのご家庭を訪問しまして、子育て支援に関する情報提供あるいは養育環境等の把握を行なうといった事業でございます。これに関しては、24年度の実績ということでございますが、「内容」の中にもございますが、保健師あるいは助産師が訪問してまいります。こういったところで実数としては841件ということでございまして、内訳として「こんにちは赤ちゃん訪問」として217件の実績がございます。

次に、1－10「養育支援訪問事業」、資料8では⑤になります。この⑤については、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援ということで、相談支援であるとか、育児、家事補助等を行なうというものでございます。また併せてその他の要支援児童、また要保護児童等の支援に関する事業ということです。これは子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業ということでございますが、これらについては市のほうでも毎年開催しておりますが、要保護児童対策地域協議会、これは機能強化を図るための調整機関、職員、あるいは関係機関の専門性向上に向けた研修、またはネットワーク関係機関の連携を強化するため、ケース記録あるいは進行管理台帳の電子化等に対する支援を行なっている事業でございまして、これに関しては1－10「養育支援訪問事業」については、「内容」のところにありますとおり、子ども家庭支援センターの職員が訪問してまいりまして、延べということで186件の実績がございます。

続きまして、1-11(1)「子育て短期支援事業(ショートステイ)」でございます。これは資料8では⑥にあたります。この事業は、保護者が疾病あるいは疲労等身体上あるいは精神上、環境上の理由などにより、児童の養育が困難になった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行なうことができる施設において、養育、保育を行なうということで、今、原則として7日以内になっております。これは現在の実績ですが、今市内で施設として1カ所ございまして、これについて24年度実績ということで、延べ利用日数は114日になっております。

続きまして、1-11（2）「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」が書いてございます。実は、この事業については東久留米市のほうでは現在施設としてはございません。したがって利用はないわけですが、ここに関しては資料8の裏面にありますが、二重括弧のところで、夜間養護等事業ということで、トワイライトステイという事業があります。これは保護者が仕事その他の理由によって平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難になった場合等、緊急の場合に児童養護施設など保護を適切に行なうことができる施設において児童を預かるということになってございますが、市の場合にはこれについては先ほど申しましたように、1-11「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の中で対応ができておりますので、こういう状況になっております。

続きまして、1-12「ファミリー・サポート・センター事業」がございまして。これに関しては、実施を東久留米市の社会地区協議会に委託をしております。現在事業を展開しております。昨年度実績としては2,847件ございました。これは会員数は665人で、内訳にサポート会員、ファミリー会員、両方会員という記述があります。サポート会員というのは、いわゆるお預かりをする側の会員ということで、今199人の方をお願いしています。また、ファミリー会員は利用する会員ということで453人の登録がございまして。これらを両方併せ持った方が今13人おられるということで、現在こういった状況でこの事業が展開されております。

それから、1-13「一時預かり事業」でございまして。資料8では⑧になります。家庭において一時的に保育を受ける事が困難になった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かりますよという事業でございまして。これに関して、内容のところに、「一つの施設の利用は週3日を限度とする」という記述がございしますが、こういった内容をもとに現在市内で6カ所開設しております。24年度実績としては、延べ利用が13,126人となっております。この事業の内容は先ほどもちょっとございましたとおり、保護者の勤務、通学など、一時的に保育を必要とする場合、この事業で市内の施設、これは私立保育園とか、こういった場所での保育となります。

それから今度は1-14「延長保育事業」になります。これは今の13と同じように、東久留米市立の保育園等をお願いしてそういう対処をしていただいているものでございますが、現在実施施設として12カ所で事業を展開しております。24年度実績利用者数は33,197人と、大変多くの方にご利用いただいております。この資料は⑨延長保育事業ということで、保育所で11時間の開所時間を超えて保育を行なうことになります。

次に、1-15「病児・病後児保育事業」、資料8では⑩になります。地域の児童が発熱など急な病気となった場合、病院や保育所などに付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育を行なう事業。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行なう事業でございまして。これに関しては現在市内1カ所で開設しております。昨年度の実績は延べ145人の方にご利用いただいている状況でございまして。

最後になりますが、1-16「放課後児童クラブ」いわゆる学童保育所のことでございます。資料8では⑪になります。これは共働きの家庭など、留守家庭の10歳未満の児

童に対して児童館や学校の余裕教室、公民館等の施設で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えるといった内容でございます。当市の場合には市内 20 カ所ということで、現在の総定員数は 1,040 人でございます。この中で現在利用いただいている方は 784 人というのが 7 月 1 日時点の状況でございます。内訳として、1 年生 322 人、2 年生 237 人、3 年生 225 人という状態になっております。

なお、資料 8 の中に、表面①資料者支援（新規）という項目、それから裏面⑫、⑬も新規ということで、それぞれ事業がございますが、特にこれに関しては新たな事業ということで、まず表面①に関しては事業の内容が書いてございますように、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について、情報集約と提供を行なうとともに、それらの利用にあたっての相談等に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行なう。こういった利用者支援事業が新規として予定されております。これは新規事業ということなので、もちろんまだ展開しておりませんが、今後の子育て支援事業の項目として位置づけがあります。

それから裏面⑫、⑬に関しては、※印にありますように、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討するということで、現在まだ具体的な内容を検討している状況でございます。以上が先ほどの次回につなげるということで、いわゆる次世代の現状の内容、それからその事業量の関係を含め、また今日今ここで概略をご説明しましたこういった現状の事業の状況、こういったものを踏まえて次回にはまた皆さんでいろいろなご議論をしながら意見をいただければと思っているところでございます。

続きまして、このあとの資料について、保育課長から続けて説明させていただきまします。よろしくお願いいたします。

事務局

改めまして保育課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料 11 の 21 ページ以降が「次世代育成支援行動計画（後期）」で、年度で言いますと平成 22 年度から 26 年度までにおける東久留米市にとって保育所の待機児童対策としてどのようなものをやってきたか。またどのようなものが計画されているかというご説明と、先般、本年 4 月に安倍総理から発表されました待機児童解消加速化プランにつきまして、平成 25 年度に待機児童解消加速化プランに関して、東久留米市としてどのようなものを上げたのかということについて、ご説明させていただければと思います。

ページをおめくりいただきまして 22 ページです。まず、平成 25 年 4 月までがこれまでの経過ということになると思います。待機児童数につきましては、これは新定義ですが、実際には 22 年度から 25 年度当初まで 7 名増加という形になりますが、認可保育所の入所児童数は 139 人で児童数は増えております。また認可外保育所入所児童数は 38 人という形になっております。

23 ページが、平成 23 年 4 月当初に向けて 1 年間でどのような待機児童解消策を行ってきたかという資料になってございます。まずは、上の原保育園は公設民営化されまして、上の原さくら保育園という形になったのですが、前の公立の上の原保育園のときの定員が 80 人であったところが、上の原さくら保育園になって定員 110 人にしましたので、30 人の待機児童解消策を講じたという形になっております。また駅なか

にあります Nicot 東久留米につきましては開園しましたので、60 人の待機児童数を解消しました。くるみ保育園につきましては、運営法人側の事情もありまして 12 人減になりましたのでマイナスという形になります。また、認証保育所 A 型のなかよし保育園がこのとき開園していますので、22 人の待機児童解消、また金澤家庭福祉員さんが定員変更されましたので、ここは 1 人ですが解消されたということで、22 年 4 月 2 日から 23 年 4 月 1 日までの間におきまして、市としましては 101 人の待機児童解消策を実施しています。それと比較して、先ほどの 22 ページ一番上のところですが、待機児童数は 113 人から 107 人という形になりましたので、101 人の待機児童数解消策は講じたのですが、待機児童数自体は 6 人しか減らなかったということがございます。

またこのときに、資料の 23 ページ表の五つの待機児童数解消策を実施したことによりまして、一時経費としては 2 億 6 千万程度を支出してございます。また経常経費としては 76,570 千円程度が増えているという現状があります。これが 22 年 4 月～23 年 4 月までに行なった待機児童数解消策でございます。

一枚おめくりいただきますと、23 年 4 月～24 年 4 月。逆に言いますと、24 年 4 月に向けて少しでも有効な待機児童数解消策を実施してきたかと言いますと、まず橋本家庭福祉員さんが閉園されたということで、こちらはマイナス 4 人。滝山しおん保育園が増設し定員が増えたので 54 人増。また下里しおん保育園が定員増で 30 人、また前沢幼稚園が認定こども園化しましてかたばみ保育園を開園しましたので、33 人増ということで、合せますと 113 人の待機児童数解消策を実施いたしました。ただし、先ほどの平成 23 年 4 月のときと同じですが、113 人の待機児童数解消策を実施したものの、待機児童数は前年比で 3 人しか減らなかったという経緯がございます。また、一時経費としては 21,583 千円の支出があり、経常経費としてはこの年度だけで 27,644 千円の支出となっております。先ほどもそうですが、家庭福祉員さんに関わる運営経費は大きな影響を与えないということで、こちらにカウントしていない状況でございます。

25 ページにいきまして、24 年 4 月 2 日～25 年 4 月 1 日、25 年 4 月当初に向けてどのような待機児童数解消策を行なってきたかと言いますと、この 1 年間は家庭福祉員さんの開園、閉園という形のみでございました。4 人の待機児童数解消策を実施し、待機児童数自体は 16 人の増ということになります。ここまでは 25 年 4 月当初という形になりますので、過去の振り返りということで、この 3 年間で市としましては待機児童対策を 218 人の受け入れ体制を講じた。ただし、実際の待機児童数は 7 人の増。経常経費としては、対 22 年分で 104,214 千円。こちらのほうを、逆に言えば待機児童数解消策として 218 人を講じることによって、経常経費が 104,214 千円の負担が生じたという形になります。

これから先が今後の予定という形になりますが、まずはぼけっとランド南沢が、認証保育所 A 型ですが、こちらのほうは既に開園したのですが、40 人の定員増。あとは家庭福祉員さんとしてお三方が定員変更をする予定です。また来年 4 月 1 日に、新設みなみ保育園の開設によりまして、現在公設公営のみなみ保育園の定員が 90 人に対して、予定として新設みなみ保育園では 131 人になる予定なので、41 人の待機児童数解消策を講じることになります。したがって、26 年 4 月当初に向けまして 87 人の

待機児童数解消策を実施する。一時経費につきましては 21,403 千円、経常経費につきましては、みなみ保育園については公設公営から民設民営になる差額分を加味していますので、25 年度だけを考えますと 47,843 千円の減額という形になります。

続きまして、26 年 4 月 2 日～27 年 4 月 1 日です。駅前の西口保育所の開園が、これはまだ流動的なのですが、26 年度末から 27 年頭ぐらいになるのではないかと考えています。定員としては 60 人ということで用意してございます。これの経常経費の負担は約 4 千万と見込んでおります。

28 ページに移っていただきますと、5 カ年の 25 年当初までの振り返り、25 年以降については予定というのをすべて足し込むと、東久留米市としては 365 人の待機児童数解消策を講じております。ただ、25 年当初時点は 7 人の待機児童数が増加している。一時経費としては 305,609 千円を支出しており、経常経費につきましては毎年 97,242 千円の支出が生じているという形になっております。

29 ページ下がそれをグラフ化したものです。市としましてはさまざまな待機児童数解消策を実施し、また経費的にも投入しながら、手前味噌ながら努力はしているものの、待機児童数自体は減っていないということでございます。今回このような資料をご呈示させていただいた中には、行なってきたのですが、待機児童数が減らない現状があるということと、あとは待機児童数解消策を講じていくうえでは、多少なりともいくらかの経常経費の負担であるとか、一時経費の負担が生じてしまうという旨をご理解いただけるとありがたいと思っております。

1 枚おめくりいただいて、30 ページです。こちらの平成 25 年 4 月に安倍総理が打ち出されました待機児童数解消策プランの概要でございます。簡単に言いますと、31 年度待機児童解消、ゼロを目指すというところを 2 年間前倒しし、平成 25 年度から 26 年度までを緊急集中取組期間、また平成 27 年度から 28 年度までを取組加速期間という形で位置づけまして、国としても待機児童数ゼロ、待機児童解消を目指すことを支援していくという形のプランでございます。今回皆様方にご議論いただきます子ども・子育て支援事業計画の期間につきましては 27 年度から 31 年度という形になりますので、それに前倒しの 2 年前、今年度からこのプランを実施しているということで予定されたものでございます。

支援パッケージとしては五つの柱で成り立っております。ハコにつきまして国として財政支援をするので、こちらは自治体の手上げ方式で対応されていきますということでございます。1 本目の柱としては、保育所の賃貸方式や国有地も活用した保育所整備、ハコの部分について支援していきます。2 本目の柱としては、保育の量の拡大を支える保育士を確保できるよう、ヒトの部分の確保できるよう支援する。3 本目の柱が小規模保育事業など新制度における事業を先取りする。4 本目の柱が認可を目指す認可保育施設へ支援する。5 本目の柱が事業所内保育施設についても支援していきますという形での 5 本の柱が示されたものでございます。

これらを受け、市としては 25 年度についてはどのようなものに手を挙げたかといいますと、1 本目、ハコの部分の柱としては、先ほどご説明しました公設公営みなみ保育園の民設民営化に伴います保育所の緊急整備に手を挙げております。また、ヒトの柱の部分で、民設民営園の保育士の処遇を改善するための補助事業がありますが、こ

れは処遇改善計画を立て、実績報告をもらい、処遇改善されたか確認するというスキームですが、こちらについても手を挙げてございます。また、認可を目指す認可外保育施設の支援ということで、こちらは文字的には「認可を目指す」と書いてありますが、一定期間の間に開設した認証保育所等が認可基準を満たしていれば、この補助事業の対象となりますので、イオンモールの中にありますぽけっとランド南沢がこれに該当しましたので、こちらに手を挙げたということでございます。なお、待機児童解消加速化プランにつきましては、メニューの中で国として財源が確保されたもののみが今回の手挙げ方式で示されたもので、例えば新制度の先取りであります小規模保育事業などは今回の手挙げ方式のメニューとしては財源が確保されていないので、手を挙げられないというか、メニューとして国のほうから示されなかったところでございます。以上が保育課のほうから、次世代育成支援行動計画における待機児童数解消策と加速化プランについてご説明させていただきました。

会長

それでは、これまでの現状と待機児童数解消策の現状ということでご説明がございましたが、皆様から何かご意見がございましたらお願いします。

委員

22 ページのところで、待機児童数のところに「新定義」と書いてありますが、初めての方は時間がかかると思いますので、これまでの旧定義と新定義の違いをちょっと説明いただいたほうが、これから先また考える中で参考になると思いますので、ちょっとご説明いただきたいと思います。

事務局

新定義の数え方ですが、簡単に言うと認可保育所に入所を申し込まれている方の中から認証保育所等に入所されている方と、認可保育所に既に入っている方で転園希望で申し込みされている方もいらっしゃいます。これらを除いた数字が新定義という形です。また旧定義という考え方がありますが、旧定義につきましては、今言った保育所の入所申し込み、転所申し込みがあった方の中から、認可保育所に既に入っている方と、転園申し込みされている方、認可保育所から認可保育所に転園申し込みされている方を除いた数字が旧定義となっております。なので、数字的には新定義が一番小さくて、次に旧定義、そして認可保育所への入所、転所の申込者数という形になります。

委員

やっぱりここしばらく杉並とかいろいろなところで、保育園に入れないうちの子について不服申し立てとかする動きがあると思うんですけど、やはり新定義ではなくて、旧来の定義でいきますと、まだ入れない人が本当に多い。保育園父母会連合会の中でも、認可保育園に入りたいのだけれども入れなくて、先ほどご説明のあった一時預かり事業、ここに民間か違う保育園に預けて何とかやっている方もいらっしゃいます。保育

園に入りたいのに。この方は、入っていらっしゃらないですよね、この新定義とか、その中には。その中から外れた待機児童数とか、そういう方もいらっしゃると思います。ですから、この中でも今の厚生労働省とかでもでてる、こういった待機児童数があると思いますが、まずその部分を踏まえて今後の、個々の状態の中ではこういった外れた部分も含めて、今後どういうふうにしていくのか、ここの中で話し合っていけたらいいなと思いますので、そういう部分も情報提供していただけたらと思います。

事務局

今、委員からお話があったとおり、この待機児童数の数え方は国のほうで決まっている数え方です。また、杉並の待機児童数の数え上げ方が一時マスコミ報道等されましたが、これにつきましては東久留米市は杉並と同じ。今回杉並が改正して実情に沿った待機児童数の数え上げ方に変えたというマスコミ報道がされましたが、東久留米市は、前から今回杉並が改善した方法と同じような数えあげ方をしておりますので、そこについては東久留米市は既にやっていると言えます。

委員

一時保育は8時半ぐらいから夕方16時というのが一般的で、週に1回一時保育に預けられるような就労の形態の方はそれなりにそこで何とかできるのですが、そのような預け方ではできない方の中で、それこそ実家のお母さんとか、いろいろな方。本当に数から漏れる方が相当数いるのではないかと思います。今回のニーズ調査ではそういう方のニーズもきちんと把握して数の中に挙げていただく必要があると思います。

事務局

このあと、ニーズ調査の関係もちょうと説明させていただきます。今、委員からいただいた意見は、またニーズ調査の項目の中でご意見を頂戴して、また整備していきたいと思います。よろしくお願いします。

会長

ほかにございますか。

事務局

ちょっと会長、よろしいですか。また大変恐縮ですが、今この資料のところで2カ所、ちょっと訂正等がございますのでお願いしたいと思います。まず、この資料（資料11）10ページにある1－7「地域子育て支援拠点事業」という項目がございます。その中の「内容」の利用料金の記述ですが、一番下に「地域子ども家庭支援センターはこぶね館」という表記がございます。実はここにちょっと誤りがございまして、正式には「地域子育て支援センターはこぶね館」でございますので、まずそのところの訂正をよろしくお願いしたいと思います。2カ所目は14ページになります。1－11

(1)「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の「内容」欄の上段の「概要」の2行目、「委託する児童養護施設」が正しいのに「容疑施設」になっております。大変申し

訳ございません。訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

11 ニーズ調査について

会長

それでは、先ほどのご意見も含まれているかと思いますが、ニーズ調査のほうに移りたいと思ひます。

事務局

引き続きまして、もうしばらくご説明のほうをお聞きいただければと思ひます。今度は説明としては最後になりますが、ニーズ調査について少し説明させていただければと思ひております。まず、最初に事前配布ということで、資料 7「ニーズ調査票」ということで、国が示す案を既に配布させていただいていると思ひます。これと今日お配りした資料 12「ニーズ調査票東久留米版（案）」と、それから別添でこれに関係する説明として、資料ナンバーはございませんが、「ニーズ調査票の変更点」ということで A 4 表裏で書かれた資料がございます。この三つの資料を見ながら最後に説明させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。すみません。

まず、この「ニーズ調査」です。まずは国のほうの資料の 1 ページをめくっていただけますでしょうか。ここは回答するにあたってお読みくださいという内容が書かれていますと思ひます。これは今回全国一律に国のほうでこのニーズ調査を実施することになってございまして、これはまず私どもと同様の区市町村の自治体があつて、その上に都道府県という自治体がある。そしてその上に国があるわけですね。国としては、今回、国を挙げて支援しているというこの新制度について、全国的にまず一律な内容としてこういったニーズ調査の案を示しながら、各自治体に量の見込みを把握するための調査を実施してほしいという考えでございました。

なおまた、この国が示す案については、当然全国一律というのもございますが、各自治体においてはその地域特性であるとか、当市で言えば東久留米の固有の事情等もあるわけです。そういった点については、この内容をベースにして、その東久留米市のものに修正等を加味して、それでニーズ調査にわたっていくという考え方を持っております。私どもとしては、今申し上げたように、この国の内容をベースにして東久留米市としての修正を加えたものということで、これ（資料 12）を今日お示ししました。その変更点について、A 4 の表裏に書かれているもので対比しているという考え方になっております。

最初に戻りますが、この国の部分のところですが、これを「回答するにあたってお読みください」という部分を抜粋します。「本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の『量の見込み』を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する『現在の利用状況』や『今後の利用希望』を把握するために行なうものです」と書かれております。これが国の基本的な考え方でございますが、それでこういったものに基づいて、今、私どもが、私が説明したように次はこの「ニーズ調査票東久留米版」に関わるわけですが、この国の内容から東久留米市のこの案にどのように加筆・修正したかということをおの A 4 表裏の資料に基づいて確認した

いと思います。

1点目は、このニーズ調査票、いわゆるアンケートにお答えをいただく方々の視点に立ちまして、全体的にこの調査票について見やすいように、また書きやすいようにということで、東久留米市なりに少し工夫をいたしております。

まず最初のところ、3ページの「あなたがお住まいの地域について伺います」というこの吹き出しの部分ですが、国のレイアウトの中で私どもとしては今回の調査をするにあたりまして、このように各地域割りという形で選べるように、まずはそのところを整理しております。

続きまして、ページにしまして問2、問3のところですが、幼稚園の補助金申請書に、もしかしたらお子さんの生年を書き間違える方がおられるのではないかとということで、ここについて年齢も書いていただけるようにということで、国は「平成何年何月生まれ」でしたが、市は年齢まで入れていただけるように示してございます。問3も同様でございます。

今度は5ページを見ていただきたいと思います。5ページの間10-1は、変更点の説明にございますように、東久留米市の現状に合わせて選択肢の文言に修正してございます。実は東京都、区市町村の連絡会議というものがございまして、この新制度にあたり東京都と東京都傘下の区市町村の中で連絡会議を持ってございます。その連絡会議の中で、子ども家庭支援センターを追加することになったということで、この子ども家庭支援センターを追記して、国の問10-1と比べて修正をしてございます。

続いて6ページを見ていただきたいと思います。この6ページについては、国のほうで「フルタイム」あるいは「パート・アルバイト等」についてという文言になっておりましたが、これを市のほうではご覧いただけるように、吹き出しの下に説明を加えてございます。これも少しでもお答えがしやすいようにということでございます。

続いて8ページをご覧いただきたいと思います。8ページは国のほうの資料はブランクになっております。大変申し訳ございません。この8ページの内容については市の現状ということで、今、市のほうの案にありますように、8ページはこの内容を加えてございます。

これに関して次にまいりますが、この8ページと9ページ、ちょうど今ブランクになっている部分に少し説明を加えます。これが問15-1というくくりでございます。これは国のほうの案ではたまたま8がブランクになっておりましたが、ページをめくっていただきますと9ページのところにこれに関連する問15が出てまいります。国で言いますとここに書いてありますように、「複数の事業を利用している場合」は問15-1になりますが、個々の事業の利用料がわからなくなってしまうので、事業ごとに現在の利用状況と今後の利用希望を聞くようにということで、市側の案としては、ここに記述したように変更してございます。

続けて、自治体の認証・認定保育施設を当市の現状に合わせて、認証保育所、定期利用保育事業にいたしております。これは国の9ページに引かれておりますが、それについて今申し上げたように修正いたしております。それとファミリー・サポート・センターの項目がございしますが、このファミリー・サポート・センターは市側の資料では9ページに移っておりますがそれはスペースの関係です。市側でもファミリー・サ

ポート・センターの記述について、国の例よりも登録した地域住民が子どもを預かる事業ということで、若干修正を加えております。これらが修正個所でございます。

続けて問 15-2 となっておりますが、この問 15-2 に関してはこの説明にありますように、旧資料（国の資料）では 10 ページ問 15-3、市の資料では問 15-2 になっています。これに関して「居住している市区町村」を「東久留米市内」に、「他の区市町村」を「隣接する 5 市とその他の市区町村」というふうに区分しております。これは見比べていただくと違いがわかると思います。

続きまして、今度は市の資料では 10 ページ、国の資料では 11 ページです。問 16 の比較です。これに関しては、説明資料にもありますように、認証保育所とファミリー・サポート・センター（ファミサポ）は、問 15-1 と同じで、「利用する予定なし」という選択肢がないために、その他に 13 として「どれも利用するつもりがない」といった項目を加えてございます。これは国の資料のままですと不足がありましたので、このように 13 としての項目を追加しました。同じく、問 16-1 は、「居住している市区町村」を「東久留米市内」に変えてございます。これらが国の 11 ページ、市の 10 ページの対比の内容となっております。

続きまして、市は 11 ページ、国は 12 ページの問 17 の対比になります。「地域子育て支援拠点事業」という項目については、回答者がわかりやすいようにということで、市の 11 ページ問 17 の黒い引き出しの下に、地域子育て支援拠点事業の括弧書きで、当市では云々ということでこの内容について説明を加えております。

続いて、変更点資料の裏面です。今度は問 19 です。これは市の資料 11 ページ、国の資料 12 ページでございますが、ここについても事業名ということで当市の現状に合わせてございます。これは先ほど申したように、都と区市町村の連絡会議の中で例として、国の資料 12⑥では、「子育ての総合相談窓口」と書いてございましたが、これは「子ども家庭支援センター」に修正することになっておりますので、この表記については市の資料はそうように修正しております。さらに、同じ区市町村の会議で「赤ちゃんふらっと」という項目を追加することになっております。これに関しても市のほうの資料では⑥のところに、この「赤ちゃんふらっと」という項目を掲載しております。

続いて、市の資料で 15 ページ、国の資料では 16 ページの問 23 に関するものです。先ほど市の現状の中でこの説明にありますように「夜間養護等事業：トワイライトステイ」については当市では現在実施をしていないということなので、このところからは項目の選択肢から除いております。

しかしながら、この関連で言えば、市のほうの資料では 16 ページ、国のほうの資料では 17 ページになりますが、ニーズを把握するという趣旨で、この項目について国のほうの案では、表現としては大規模施設、小規模施設といった漠然とした選択肢になっていることもありまして、これについては問 23 の事業名に合わせて具体的に聞くようにしてございます。これはニーズを把握するというのでございまして、当市では先ほど申しましたように実施はしていないのですが、今後ご要望があることも当然ありますので、問 24-1 については「トワイライトステイ」も選択肢に加えてございます。そういった面で市の資料としては 15 ページ、16 ページ、いわゆる問 23 から 24-1 に

は、「トワイライトステイ」という記述がされているという説明になります。

続きまして、市の資料で 17 ページ、国の資料で 18 ページになります。ちょっとご覧いただきたいと思います。一番上の見出しですが、一番上の黒い吹き出しのところ、国のほうの表現としては、「お子さんが 5 歳以上である方」という記述がありますが、ここの記述について都に確認したところ、この趣旨は来年小学校に上がる年齢のお子さんという意味でしたので、そういった点で私どもの資料ではご覧いただけるように、「来年から小学校に入学する方」という表現に改めております。

それに関連して、続いて問 26・27 の関係ですが、国の案のほうでは 18 ページの 5 という部分で、「放課後子ども教室」という枠があります。当市では、この「放課後子ども教室」は現在実施しておりませんので、そういった点で選択肢からは削除いたしました。それで次の説明、27 については、今後のことということで、ご希望を聞くこととなりますので、選択肢に加えているという整理をしております。

そして最後になりますが、市の資料では 23 ページ、国の資料は 24 ページになります。ここに関しましては国のほうの案では、一番上の見出しという黒い吹き出しの部分がなくてちょっとわかりにくいのではないかとということがあったので、わかりにくいというよりも、このことで市として、このアンケートにご協力いただいているということで、感謝の意味も込めて、ここにこういった内容の記述をし、そして最後に自由記述欄は全くフリーであります。自由記述欄を枠いっぱいに広げました。こういった形で整理をいたしました。

これに関しては、今日、国のさまざまな点については事前にご送付を申し上げておりますが、今日改めて私どもはこういう形で整理させていただいたところがございます。これに関してはこれからまたいろいろなご意見等いただきますが、当然今日だけではお聞きできるものではありませんので、私のほうとしては 9 月 6 日金曜日までにお気づきの点とか何かございましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思っている次第でございます。

なおニーズ調査に関しては、先ほど申しましたように、就学前のお子さんがおられる保護者の方 2,500 人に対して、東久留米市域均等に枠組みをとってご送付したいと思っております。こういったことで少しこれに関して申し上げますと、次回にこの今日ご提案した内容を、これからご意見もいただきますし、9 月 6 日までにご意見などを寄せていただき、そういったものを私どもがとりまとめて、回りの会議にまたご提案します。その回りの会議で、皆さんでまたそれを見ていただきながら、最終的に OK ということであれば、それをもってこれを地域のほうに送付してニーズ調査を実施する、というふうになっております。

これに関しては第 3 回目につながるのですが、また第 3 回目を 11 月中旬に予定させてもらっています。というのは、このニーズ調査のデータ、いわゆる結果が概ね 11 月中旬ぐらいまでには皆さんのご意見をいただけるような状況になりますので、第 3 回目についてはこういったデータを基に、いよいよ 3 回目、4 回目、5 回目という会議を、この東久留米のいろいろな事業の量についてご議論いただき、整理し、検討してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、事務局のほうから国のニーズ調査については事前に配布されておりますので、皆さんもご覧になっていると思います。さらにそれに東久留米市として市に合った形で若干修正を加えたということを含めて、ご意見、ご質問がございましたら出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

内容についてはまた後日ご連絡くださいということだったのですが、対象者を就学以前の方々に配布ということですが、今後、東久留米版に 17 ページに「もし小学校に上がった場合、放課後どうしたいですか」という質問があります。私の経験だと、就学前にはいろいろ預けたりとかいうことがあるのですが、就学前に小学校に上がってからのいったいどういうことが実際問題として発生するのかについて、なかなか想像することができないのではないかと思います。特に 18 ページは 1 年生から 3 年生まで必要なのかとか、4 年から 6 年というのは、本当にそういうふうになって 1 年生、2 年生と通わせないとわからないので、配布対象を就学以前にするということについては、考えていただきたいと思います。

事務局

配布対象については国のほうでも今議論を続けています。それから、先ほど申した東京都と私ども区市町村の検討会議の中でもこういった議論がされております。ただ、冒頭申しましたように、この国が示す案の中では、基本的に国の検討の中で、対象を就学前ということでまず実施をという方向性が出ております。今、委員からお話があった部分について、実は私どもとしても、学童クラブの項目に関しては、現在は国のほうで別途会議体を設けて学童クラブに関する議論を重ねております。そういった点で、私どもとしてもそういった動向を注視しておりますが、また今回のニーズ調査とは別個に、皆さんのご協力が必要ですが、学童をご利用されている皆さんに対して市のほうで独自に、同様のアンケートをとらせていただければと思っているところですので、この調査は調査として、別途今申し上げたように、学童の利用者の方々に何らかの方法で、そういう調査をさせていただくことを今考えているところでございます。

委員

わかりました。でも別途とるとのことですが、学童を利用している方に限ると、本当は何らかの手立てが必要だけれども、今は学童保育には行っていないという、その裏のところが反映されないので、先ほど保育園のタイプもいろいろな施設の中で、実際はこうだということがありますということだったので、もしかしたらこれは学童に行っている家庭だけではないほうがいいのではないかな。より正しい判断が得られるのかと思ったのですが。

事務局

今もうさっそくご意見を頂戴したわけですので、その辺のところも含めて、また今回の事務局の整理の中で、今いただいた、先ほど委員からもちょうといただいておりますが、そういったところは意見をいただいたということで整理してまいりたいと思っております。

委員

今、前期計画と後期計画にもつながるわけですから、前期後期ともに、あの当時は学童対象者のニーズ調査をとったと思いますので、早速市としても、国のほうはないかもしれませんが、ぜひくみ取っていただきたいと思います。あと、聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、先ほど2,500部と出ましたが、この2,500部という数字の根拠は、東久留米市の未就学児全体の何%とかそういう割合を出して決めているのでしょうか。

事務局

これは次世代育成のときの調査も2,500で実施しておりまして、それに倣ったということです。パーセンテージです。

委員

例えば、僕がちょっと聞きたかったのは、東久留米市の今回のニーズ調査をやるにあたって、例えば今未就学児が幼稚園とか保育園とか全部含めて全体で何人いるのか。そういう中で、例えば、やはりとるからには、50%あればほぼ全体の意見になりますよとか、そういう部分があると思いますので、そういった部分で文法が変わっていくかもしれないわけですよ。そういうところで根拠となる数字を聞けるかなと。

事務局

現状、4月1日現在で把握している東久留米市の未就学児の総数は5,699人おります。それで対象が2,500ということですから、率的には50%をちょっと切ると思いますが、こういった一般的な統計とか調査については、コンサルのほうから説明させます。

コンサル

今のお尋ねですが、このような抽出調査の場合、回収数から導き出すことが一般的です。東久留米の全体の中から、今回は2人に1人を抽出するわけですが、その2人に1人が例えば誰かと誰かが入れ替わったときに、ほぼ同じ結果が出るだろうというのが信頼区間という形になります。それがその時の形になるのですが、それが概ね回収の数で200程度あれば、回答者が入れ替わったとしても同じ姿になるだろうという形になっています。このような調査ですと、例えば市内を幾つかのブロックに分けて比較検討しますね。あるいは男女、あるいは年齢、そういったクロスのところを考えていったときに、2,500で概ねこのような調査ですと50%程度は返ってくるものと考

えられますから、1,200～1,300 は返ってくる。それもまた幾つかのブロックでのクロス集計をしたときに、最低限の信頼できる値ができるだろうということ言えば2,500 という抽出数は妥当なものであると思います。

会長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

事務局

先ほど申しましたように、9月6日までに、何かご意見とかあれば事務局のほうにお寄せいただければと思っていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

今事務局から話がありましたが、9月6日までこれに対する意見をお寄せいただければ、それを反映した形で最終的な調査ができることになりますので。よろしいですか。

委員

意見の寄せ方については文書ですとか、メールとか。

事務局

形式その他、お寄せいただくのはどんな形でも結構です。それはもう構いませんので。

会長

それでは9時という時間のお約束もごさいますので、審議を終了とさせていただきます。それでは、次は次回について確認していただいて終了したいと思います。

12 その他

事務局

今日はお疲れさまでした。次回の日程等についてご説明いたします。次回の審議内容と日程につきましてはここでご提案させていただきますが、次回は主に次の2点について皆様にご審議いただきたいと考えております。まず、1点目につきましては、今事務局からご説明いたしましたニーズ調査票の内容についてでございます。ニーズ調査票の設問内容について、本日の皆様の審議内容を取り入れ、修正したものを事前に皆様にお送りしたいと考えております。その内容をご検討していただき、ニーズ調査票の内容を決定していただきたいと考えております。次に2点目でございます。東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の検証についてであります。次回につきましては今日ご説明しましたように、まず次世代育成支援行動計画も改めてご説明いたしますが、その検証をお願いしたいと思っております。

次に日程でございます。次回の開催日につきましては9月24日火曜日を予定してございます。本日と同じ時間夜7時から、場所は本日と同じ会場、701 会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

今、事務局のほうから審議内容及び開催日についてご説明がございましたが、何かご意見はございますか。

委員

これは確認ですが、私たちの宿題は、さっきのアンケートのところについて事前に読んで、ここの表現はちょっと誤解があるのではないかというものを見つけるということと、もう一つ後期の検証というのは、24年までの進行状況の捉え方が合っているか、合っていないかみたいなことについて確認してくることと、26年度の目標についてこれでいいかと考えてくればいいのでしょうか。すみません、宿題として何をやってくればいいのか。

事務局

宿題としてというか、大変ありがたいことで感謝しております。まずはこの次世代の関係ですが、資料5と6があったと思いますが、その内容ということです。大変文字が小さくて恐縮ですが、その辺のところを見ていただくことが一つです。その見ていただいたところについて、もちろん私のほうは次回また改めてご説明をいたしますが、そのところで、今回、国のほうでなぜ次世代育成支援行動計画を検証し、ということを行っているかと言えば、先ほど冒頭にあったかと思いますが、この次世代支援法は時限立法ということで26年までなのです。今回この次世代育成支援行動計画というものは、当然この計画をベースにして、今度の子ども・子育て支援新制度に、簡単に言うと移行していくようなことで、今、国のほうでいろいろ整備して、各自治体に対してそういったところの検証をやっているということになるわけです。

私どもがさっきいろいろな現状ということで、この次世代の内容とかあるいは各施設の状況などをちょっとご説明したところですが、次回ももちろんそういったことも含めて改めてご説明させていただきますので、皆さんが今回これの内容について、どのような項目があって、今どのような状況なのかということ一度ちょっと見ていただいて、それでもう一度私のほうの説明をお聞きいただく。

今後皆さんは第3回目以降もずっと来年度まで、量の見込みであるとか、確保方策であるとか、いろいろなご議論をいただくわけですが、そのベースとなるもので、今の市の現状がどういう状況にあるかという共通認識を持たないといけませんので、その辺のところを次回に向けて私たちもなるべく丁寧にわかりやすく説明したいと思いますので、到達点としては皆さんで同じように認識を持っていただきたい、と今考えております。

委員

よく読んでこの内容をお答えできるようにして、質問するようにわからないことがあったら次回に説明するように……。

事務局

あるいは事前でも構いませんので、もしあれば先ほどのアンケート調査同様に、「この辺のところが」ということでお寄せいただければ、こちらで反映させていただきます。

委員

先ほどお話が出ていたニーズ調査の対象者を就学前の子どもに限定するのは、もう国で決まっているとか、そういう形なのですか。今回の事業は放課後児童クラブも必ず入っているはずなので、就学前のお子さんを持つ方だけだとわからない部分が相当ある。それ以外の細かい部分は小さい子向けのアンケートの内容についてお答えいただくのも大変だとは思いますが、今回の子ども・子育て法案の中に放課後児童クラブも入っているはずなんですね。ですからちょっと。そういうことについてもご意見が言えるのでしょうか。それとも設問内容だけですか。

事務局

今、委員がおっしゃったようなご意見も、もちろんおっしゃっていただこうと思っています。先程来申し上げておりますように、放課後児童クラブの関係についてはまだ国のほうでも別途会議体を設けて現在検討している状況がございます。私どもに限らず、すべての区市町村はそういったところの動向を見ながら、その辺のところは。今回のニーズ調査では、国の設問としては、さっき委員がおっしゃったように、設問の項目はあるのですが、対象年齢ということで、いわゆる就学前の方に聞くということが現在のところで示されてはいるのですが、私どもとしては今ご意見があったようなことも含めて、どのように学童関係のニーズを把握するかということで、先ほど一つ提案申し上げたように、学童の利用者の方々に対しての別途アンケートの実施をしたいと考えておりますが、そのほかに委員のご意見として、元々のこのニーズ調査の中に、どのようにそこが反映できるかということは、改めて整理していきたいと思っております。

会長

国の調査の中にも、問 26、27、28、29 に若干学童が入っているんですね。そういうのはこれでは不十分だと思います。ですから、先ほど事務局が説明されましたように、独自である程度の皆さんのご意見を伺いながら新しい調査を作ることではないと、おそらく現在の状況には対応できないと思いますので、積極的にご意見をいただければありがたい。主として事務方がやりますので、よろしくお願いしたいと思います。ほかにごございますか。よろしいですか。

事務局

ちょっとよろしいですか。先ほど事務局から次回の予定を9月24日というご提案させていただきましたが、その辺のところは、皆さんのご対応の中でということもございいますので、次回24日ということでよろしいでしょうか。

委員

内閣府でちょっと出掛けなければいけないので、すみません。

事務局

もしご都合が悪い方がおられましたら、会長・副会長を交えてもう少し日程調整ができるようなこともございますので、その辺のところも遠慮なく、9月24日にご都合の悪い方がおられれば早めに事務局にお寄せいただければ、改めて日程等を整理させていただきますと思います。

会長

24日については皆さんのご意見を伺って最終的には決定したいと思います。

事務局

時間の関係がございますので、もしどうしても予定が悪いという方は近日中に出してもらえば、お願いいたします。すみません。

13 閉会

会長

それでは、9時を若干まわりましたが、第1回目の会議を閉会といたします。今日は初めてで、私も緊張しながらやっておりましたが、すぐに次回が控えておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上